



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年8月6日金曜日 第1581号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	841
土地改良事業の計画の変更の認可（2件）.....	844
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧（2件）.....	844
土地改良区連合の解散.....	845
土地改良事業の工事の完了（5件）.....	845
義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧.....	845
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	846
開発行為に関する工事の完了.....	847

## 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告（2件）.....	847
採石業務管理者試験の実施.....	848

## 選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....	848
政治団体の届出事項の異動の届出.....	849
政治団体の解散の届出.....	852
資金管理団体の届出.....	852
資金管理団体の届出事項の異動の届出.....	852
資金管理団体の指定の取消し等の届出.....	852

## 公営企業告示

落札者等の告示.....	853
--------------	-----

## 雑 報

公示による通知.....	853
公示送達.....	853

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第1685号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び中山町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年8月6日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
えひめ中央農業協同組合  
松山市千舟町八丁目128番地1  
代表理事組合長 上田宗徳
- 事業場の名称及び所在地

えひめ中央農業協同組合中山工場

伊予郡中山町大字中山丑172-1

### 3 特定施設に関する事項

#### (1) 裏漉し機

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第4号イ 原料処理施設	
特定施設の能力	1時間当たり150キログラム処理×3基	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後7日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	7.1時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	9月～11月	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.0～8.0 最大 7.0～8.0
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 100 最大 200
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 100 最大 200
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 20
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 10
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 4 最大 6	

#### (2) 皮フルイ機

特定施設の種類	政令別表第1第4号イ 原料処理施設
特定施設の能力	1時間当たり400キログラム処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着工後7日
使用開始の予定年月日	完成の翌日

特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	9月～11月	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0～8.0 最大 7.0～8.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 100
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 200
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 10
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 4 最大 6	

(3) 実フルイ機

特定施設の種 類	政令別表第1第4号イ 原料処理施設	
特定施設の能 力	1時間当たり400キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後7日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	9月～11月	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0～8.0 最大 7.0～8.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 100
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 200
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 10

汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 2 最大 5
------------------------	--------------

(4) 4連切機

特定施設の種 類	政令別表第1第4号イ 原料処理施設	
特定施設の能 力	1時間当たり400キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後7日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	9月～11月	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0～8.0 最大 7.0～8.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 100
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 8
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 2 最大 4	

(5) 実取り機

特定施設の種 類	政令別表第1第4号イ 原料処理施設	
特定施設の能 力	1時間当たり400キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後7日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	9月～11月	

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 75
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 300
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 10
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 2 最大 4

(6) 栗洗い機

特定施設の種類	政令別表第1第4号口 洗浄施設	
特定施設の能力	1時間当たり400キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後7日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	9月~11月	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 100
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 500
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 10
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 4
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 20 最大 30

(7) 栗スチームボイルボックス

特定施設の種類	政令別表第1第4号二 湯煮施設	
特定施設の能力	1時間当たり520キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後7日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	6.1時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	9月~11月	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 100
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 200
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 4
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 2 最大 4

(8) レオニーダ

特定施設の種類	政令別表第1第4号二 湯煮施設	
特定施設の能力	1時間当たり200キログラム処理×2基	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後7日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	9月~11月	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 500 最大 1000

浮遊物質 （単位 1 リットルに つきミリ グラム）	通常 300 最大 500
窒素含有量 （単位 1 リットルに つきミリ グラム）	通常 20 最大 40
りん含有量 （単位 1 リットルに つきミリ グラム）	通常 10 最大 20
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 4 最大 6

4 汚水等の処理施設に関する事項

設 置 年 月 日	昭和51年7月31日		
処 理 施 設 の 種 類	生物処理 + 化学処理		
処 理 施 設 の 型 式	生物処理 + 化学処理		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦	32.0メートル	
	横	8.0メートル	
	高さ	6.0メートル	
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり500立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	活性汚泥処理 + 活性炭吸着処理方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	夏季特定排水300立方メートルに減少		
処 理 施 設 に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度（水素 指数）	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量（単 位 1リッ トルにつき ミリグラム）	通常 300 最大 500	通常 24 最大 40
	浮遊物質 （単位 1 リットルに つきミリ グラム）	通常 250 最大 350	通常 24 最大 40
	窒素含有量 （単位 1 リットルに つきミリ グラム）	通常 30 最大 50	通常 10 最大 20
	りん含有量 （単位 1 リットルに つきミリ グラム）	通常 10 最大 20	通常 3 最大 8
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 320 最大 500	通常 320 最大 500	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度（水素 指数）	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量（単 位 1リッ トルにつき ミリグラム）	通常 20 最大 40
	浮遊物質 （単位 1 リットルに つきミリ グラム）	通常 20 最大 40
	窒素含有量 （単位 1 リットルに つきミリ グラム）	通常 10 最大 20
	りん含有量 （単位 1 リットルに つきミリ グラム）	通常 3 最大 8
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 420 最大 700	

備考 その他に雨水排水口が2箇所ある

○愛媛県告示第1686号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、丹原町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（農業用排水施設整備事業・来見地区）の計画の変更を平成16年7月21日認可した。

平成16年8月6日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1687号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、丹原町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（ほ場整備事業・来見地区）の計画の変更を平成16年7月21日認可した。

平成16年8月6日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1688号

西条市船屋土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・矢倉長福地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年8月6日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・矢倉長福地区）変更計画書の写し
  - (2) 西条市船屋土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間  
平成16年8月9日から9月3日まで
- 3 縦覧場所

西条市役所

○愛媛県告示第1689号

土居町長津土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・薬師地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 8月 6日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・薬師地区）変更計画書の写し
  - (2) 土居町長津土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間  
平成16年 8月 9日から 9月 3日まで
- 3 縦覧場所  
四国中央市役所

○愛媛県告示第1690号

東予市東予土地改良区連合は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第67条第1項第1号の規定により、平成16年 7月29日解散した。

平成16年 8月 6日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1691号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成16年 8月 6日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池整備事業	上浮穴高原地区	平成16年 3月 3日

○愛媛県告示第1692号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により

○愛媛県告示第1696号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおりに公示し、及び2のとおりに指定漁船調書を縦覧に供する。

平成16年 8月 6日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 届出事項

公告する。

平成16年 8月 6日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ほ場整備事業	上浮穴高原地区	平成16年 3月24日

○愛媛県告示第1693号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成16年 8月 6日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
畑地帯総合整備事業（緊急整備型）	三瓶南地区	平成16年 3月22日

○愛媛県告示第1694号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成16年 8月 6日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
畑地帯総合整備事業（担い手育成型）	真穴地区	平成16年 3月22日

○愛媛県告示第1695号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成16年 8月 6日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
畑地帯総合整備事業（担い手育成型）	朝立東地区	平成16年 3月20日

(今治地方局管内)

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
越智郡宮窪町大字宮窪2846番地 藤 本 巖	越智郡宮窪町大字宮窪1461番地3 関 光 武	越智郡宮窪町大字宮窪1891番地2 南 亨	宮 窪	宮窪町漁業協同組合

(松山地方局管内)

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
伊予市湊町290 - 2 亀 岡 光 春	伊予市湊町263 大 西 一 夫	伊予市湊町234 - 3 加 納 嘉 弘	伊 予	伊予漁業協同組合

(八幡浜地方局管内)

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
喜多郡長浜町大字長浜甲1030 - 101 神 田 正 成	喜多郡長浜町大字青島57 紙 岡 清 成	喜多郡長浜町大字沖浦丙2099 - 1 岡 本 嘉 明	長 浜	長浜町漁業協同組合
西宇和郡伊方町亀浦191番地1 宮 内 功	西宇和郡伊方町亀浦612番地 宮 本 泰 行	西宇和郡伊方町伊方越630番地 辻 利 安	有 寿 来	有寿来漁業協同組合

(宇和島地方局管内)

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
北宇和郡津島町嵐133番地 清 家 宣 悟	北宇和郡津島町横浦401番地 中 本 喜 之	北宇和郡津島町田の浜1709番地3 梶 原 猛 生	下 灘 第 二	下灘漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成16年8月6日から同年8月20日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

今治地方局管内の加入区	今治地方局産業経済部水産課
松山地方局管内の加入区	松山地方局産業経済部水産課
八幡浜地方局管内の加入区	八幡浜地方局産業経済部水産課
宇和島地方局管内の加入区	宇和島地方局産業経済部水産課

○愛媛県告示第1697号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、八幡浜市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年8月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸 守行

松山市北持田町122番地

2 埋立区域

(1) 位置

八幡浜市大字舌間2番耕地373番1から同市大字合田2140番12に至る地先公有水面

(2) 区域

次の1点から25点までを順次直線で結んだ線並びに25点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(D.L.+0.94メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点(佐島灯台)は、北緯33度26分22.246秒、東経132度21分40.400秒の地点

1点は、基点から真北86度51分30秒5103.539メートルの地点

2点は、1点から真北326度39分42秒0.708メートルの地点

3点は、2点から真北234度32分09秒8.393メートル

の地点  
 4 点は、3 点から真北 228 度36分21秒 7.315 メートル  
 の地点  
 5 点は、4 点から真北 221 度13分30秒 9.500 メートル  
 の地点  
 6 点は、5 点から真北 214 度42分16秒 8.067 メートル  
 の地点  
 7 点は、6 点から真北 298 度39分45秒 1.170 メートル  
 の地点  
 8 点は、7 点から真北 208 度38分49秒 1.505 メートル  
 の地点  
 9 点は、8 点から真北 298 度38分49秒 0.683 メートル  
 の地点  
 10 点は、9 点から真北 207 度55分55秒 1.290 メートル  
 の地点  
 11 点は、10 点から真北 207 度36分16秒 2.277 メートル  
 の地点  
 12 点は、11 点から真北 117 度24分59秒 1.780 メートル  
 の地点  
 13 点は、12 点から真北 205 度51分25秒 3.776 メートル  
 の地点  
 15 点は、13 点から真北 204 度37分58秒 6.211 メートル  
 の地点  
 16 点は、15 点から真北 204 度44分58秒 7.884 メートル  
 の地点

17 点は、16 点から真北 206 度17分33秒 19.630 メートル  
 の地点  
 18 点は、17 点から真北 209 度58分58秒 11.664 メートル  
 の地点  
 19 点は、18 点から真北 213 度14分11秒 7.591 メートル  
 の地点  
 20 点は、19 点から真北 216 度45分50秒 8.364 メートル  
 の地点  
 21 点は、20 点から真北 219 度31分59秒 7.978 メートル  
 の地点  
 22 点は、21 点から真北 222 度12分20秒 2.839 メートル  
 の地点  
 23 点は、22 点から真北 224 度37分15秒 19.435 メートル  
 の地点  
 24 点は、23 点から真北 227 度54分46秒 16.890 メートル  
 の地点  
 25 点は、24 点から真北 227 度59分38秒 2.956 メートル  
 の地点  
 (3) 面積  
 1,218.10 平方メートル  
 3 埋立ての免許の年月日及び番号  
 平成10年10月16日 愛媛県指令港第 367 号  
 4 しゅん功認可年月日  
 平成16年 8月 6日

○愛媛県告示第1698号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。  
 平成16年 8月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
16宇局建（開）第4号 平成16年7月13日	北宇和郡広見町大字近永358番1、359番2、362番、363番、364番、365番、366番1、367番2、371番1、365番及び366番1地先農道	大阪府堺市鳳東町四丁401番地1 コーナン商事株式会社 代表取締役 足 田 耕 造
16松局建（開）第8号 平成16年7月21日	北条市辻字吉黒542番5、543番2及び544番2	松山市森松町1035番地1 株式会社 上浮穴産業 代表取締役 西 岡 貞 夫
16西局建（開）第9号 平成16年7月23日	西条市福武字出晴甲898番1及び甲900番1	大阪府吹田市豊津町9番1号 株式会社 ローソン 代表取締役 新 浪 剛

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年 8月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年7月26日	特定非営利活動法人 聴覚福祉事業支援ネット	佐 保 元 彦	愛媛県松山市森松町148番地1	この法人は、市民や団体、事務所などに対して社会福祉に関する啓発活動をおこない、それらの善意を結集して社会福祉事業に

提供するなどの活動をもとに社会福祉の基盤整備をすすめ、もって国民の福祉の発展に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年 8月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年 7月27日	特定非営利活動法人 ODAの木協会	高 本 師津雄	愛媛県上浮穴郡小田町大字中川小田深山国有林無番地	この法人は、一般市民に対して、森林をテーマに、国際交流や協力活動及びみどり豊かな自然環境の中での環境教育スクール事業をとおして、グローバルな視点に立った教育・文化・経済の発展を促進することを目的とする。

○公 告

採石業務管理者試験の実施について

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定に基づき、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成16年 8月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 試験の場所

松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県庁会議室（第2別館5階第3会議室）

2 試験の日時

平成16年10月8日（金）10時

3 受験願書の提出期間

平成16年9月8日（水）から同月17日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の請求先及び提出先

県庁土木部管理課土木管理課又は住所地を管轄する地方局建設部若しくは土木事務所

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第70号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成16年 8月 6日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
	代 表 者	会 計 責 任 者			
みんなが輝く西予の会	宇都宮 信 博	大 西 健 市	西予市宇和町卯之町2 - 176 - 2	平成16年4月1日	
住みよい四国中央市をつくる会	谷 野 貞 夫	石 津 紀 明	四国中央市川之江町長須222 - 2	平成16年4月1日	
西予と三瓶をよくする女性の会	戒 井 ミノル	浜 口 節 子	西予市三瓶町長早3 - 30	平成16年4月1日	
山内孝二後援会	大 西 美喜雄	重 見 忠 顕	温泉郡重信町牛淵585	平成16年4月2日	
井上博後援会	芝 祥 二	井 上 理 恵	北宇和郡広見町近永653	平成16年4月5日	
酒井宇之吉後援会	酒 井 宇之吉	酒 井 吉 良	西予市明浜町俵津三番耕地141番地第1	平成16年4月8日	
和家稔後援会	和 家 利 樹	山 本 雄 三	西予市宇和町伊延西604 - 2	平成16年4月9日	
浅野忠昭後援会	山 下 昌 和	井 上 清 一	西予市三瓶町蔵貫浦774 - 1	平成16年4月9日	
松島義幸後援会	土 居 義 昭	堀 田 長 一	西予市明浜町宮之浦甲1475番地第4	平成16年4月12日	

みどり・えひめ	阿 部 悦 子	真 鍋 てるみ	松山市松前町3-2-2	平成16年4月12日	
岡田周三後援会	岡 田 周 三	稲 葉 六 男	西予市野村町野村12-519	平成16年4月20日	
民主党愛媛県参議院選挙区第1総支部	齊 藤 政 光	徳 田 トミエ	松山市大手町2-9-14	平成16年5月12日	政党の支部
近藤つかさ政策研究会	近 藤 司	日 野 健 次	新居浜市田の上1-9-27	平成16年5月26日	
高須賀功後援会	高須賀 功	高須賀 四 郎	温泉郡重信町志津川630	平成16年6月1日	
税理士による山本順三後援会	坂 本 昌 平	菅 浩一郎	松山市松前町1-6-8	平成16年6月17日	
愛媛県理容政治連盟	大 森 利 夫	藤 井 保	松山市宮西1-5-11	平成16年6月18日	

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第71号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成16年8月6日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届出年月日	備 考
自由民主党愛媛県海運支部	会 計 責 任 者	渡 部 純	渡 辺 賢 治	平成16年4月1日	政党の支部
民主党愛媛県第3区総支部	政 治 団 体 の 名 称	民主党愛媛県第3区総支部	民主党愛媛県第3区支部	平成16年4月1日	政党の支部
高須賀順子後援会	会 計 責 任 者	越 智 啓 治	宮 内 節 代	平成16年4月2日	
自由民主党愛媛県第三選挙区支部	会 計 責 任 者	池 田 真由美	鈴 木 俊 広	平成16年4月2日	政党の支部
愛媛県産業廃棄物協会地区政治連盟	会 計 責 任 者	鶴久森 政 克	足 立 明 利	平成16年4月2日	
藤井朝廣後援会	主たる事務所の所在地	西予市宇和町稲生48-3	西予市宇和町稲生39-2	平成16年4月5日	
自由民主党愛媛県農政同志会支部	会 計 責 任 者	白 石 隆	宇都宮 武 美	平成16年4月6日	政党の支部
愛媛県農政同志会	会 計 責 任 者	白 石 隆	宇都宮 武 美	平成16年4月6日	
愛媛県獣医師政治連盟	会 計 責 任 者	渡 部 孝 義	大 山 晴 嗣	平成16年4月6日	
社会民主党愛媛県連合	代 表 者	村 上 要	笹 田 徳三郎	平成16年4月7日	政党の支部
公風会	会 計 責 任 者	橘 武	太 田 健志郎	平成16年4月7日	
自由民主党日吉支部	主たる事務所の所在地	北宇和郡日吉村父野川下317	北宇和郡日吉村下鍵山492	平成16年4月7日	政党の支部
	代 表 者	山 本 重 夫	赤 松 章 生		
	会 計 責 任 者	林 武 男	山 崎 保		
大沢五夫後援会	会 計 責 任 者	高 尾 宣 久	田 辺 弘	平成16年4月7日	
愛媛県医師連盟	代 表 者	久 野 梧 郎	山 内 易 雅	平成16年4月8日	

	会 計 責 任 者	相 馬 紀 夫	藤 田 和 典		
自由民主党愛媛県医療 会支部	代 表 者	久 野 梧 郎	山 内 易 雅	平成16年4月13日	政党の支部
	会 計 責 任 者	相 馬 紀 夫	藤 田 和 典		
自由民主党伊方支部	主たる事務所の所在地	西宇和郡伊方町大浜398	西宇和郡伊方町九町1 - 1785 - 1	平成16年4月16日	政党の支部
	代 表 者	谷 藤 公 敏	得 能 鶴 利		
	会 計 責 任 者	篠 澤 忠 文	田 丸 喜 一		
宇都宮明宏後援会	主たる事務所の所在地	西予市宇和町明石1489	西予市宇和町明石1880	平成16年4月19日	
	会 計 責 任 者	伊 藤 正 徳	上 甲 善 一		
山本順三後援会	代 表 者	野 間 起	井 上 迪 也	平成16年4月19日	
大條雅久後援会	会 計 責 任 者	大 條 雅 久	大 條 綾 子	平成16年4月20日	
太田安男後援会	主たる事務所の所在地	北宇和郡松野町吉野398	北宇和郡松野町吉野394 - 1	平成16年5月6日	
	代 表 者	竹 内 学	柳 野 高 章		
山本順三後援会	主たる事務所の所在地	松山市小坂3 - 4 - 5	松山市三番町4 - 9 - 6	平成16年5月12日	
自由民主党愛媛県参議 院選挙区第三支部	主たる事務所の所在地	松山市小坂3 - 4 - 5	松山市三番町4 - 9 - 6	平成16年5月12日	政党の支部
白石勝也後援会	主たる事務所の所在地	伊予郡松前町南黒田606	伊予郡松前町南黒田587	平成16年5月12日	
	会 計 責 任 者	白 石 恒 雄	山 下 一 郎		
民主党愛媛県第2区総 支部	代 表 者	成 見 憲 治	斉 藤 政 光	平成16年5月12日	政党の支部
	会 計 責 任 者	高 橋 剛	斉 藤 久 美 子		
政治結社西行社	主たる事務所の所在地	松山市本町3 - 2 - 11	松山市愛光町9 - 11	平成16年5月14日	
政治結社大日本国命会	会 計 責 任 者	森 田 秀 樹	中 川 洋	平成16年5月17日	
自由民主党愛媛県建設 関係支部	代 表 者	有 光 和 雄	浅 田 毅	平成16年5月27日	政党の支部
新しい風の会	主たる事務所の所在地	四国中央市中曾根町411 - 5	四国中央市中之庄町618	平成16年5月27日	
自由民主党愛媛県生活 衛生営業支部	代 表 者	高 野 貴 志	皆 本 政 常	平成16年5月27日	政党の支部
	会 計 責 任 者	塩 崎 武 司	渡 邊 博 幸		
愛媛県自動車整備政治 連盟	会 計 責 任 者	河 本 敏 郎	平 尾 関 雄	平成16年5月28日	
自由民主党愛媛県自動 車整備支部	会 計 責 任 者	河 本 敏 郎	平 尾 関 雄	平成16年5月28日	政党の支部
自由民主党愛媛県薬剤 師支部	代 表 者	森 雅 明	澤 田 乙 吉	平成16年6月1日	政党の支部
	会 計 責 任 者	宮 内 芳 郎	長 田 光 孝		

愛媛県薬剤師連盟	代 表 者	森 雅 明	澤 田 乙 吉	平成16年6月1日	
	会 計 責 任 者	宮 内 芳 郎	長 田 光 孝		
愛媛県藤井基之薬剤師後援会	代 表 者	森 雅 明	澤 田 乙 吉	平成16年6月1日	
愛媛県藤之会	代 表 者	森 雅 明	澤 田 乙 吉	平成16年6月1日	
愛媛県こにし恵一郎薬剤師後援会	代 表 者	森 雅 明	澤 田 乙 吉	平成16年6月1日	
自由民主党伊予三島支部	代 表 者	西 岡 政 則	井 原 巧	平成16年6月4日	政党の支部
自由民主党肱川支部	主たる事務所の所在地	喜多郡肱川町中居谷136	喜多郡肱川町山鳥坂5610	平成16年6月4日	政党の支部
	代 表 者	沖 浦 賢 嗣	渡 辺 弘 務		
	会 計 責 任 者	森 繁 夫	藤 川 貢		
上脇かずよを支援する会	会 計 責 任 者	藤 淵 定 代	大 下 澄	平成16年6月7日	
愛媛県清酒産業振興研究会	主たる事務所の所在地	松山市竹原3-16-12	松山市萱町6-106-5	平成16年6月8日	
おがた健太郎後援会(八幡浜を元気にする会)	主たる事務所の所在地	八幡浜市1179-2	八幡浜市42-3	平成16年6月9日	
	会 計 責 任 者	松 本 耕 青	宮 本 康		
自由民主党愛媛県遺族会支部	会 計 責 任 者	池 見 健 弐	橋 岡 淳	平成16年6月14日	政党の支部
日本遺族政治連盟愛媛県本部	会 計 責 任 者	池 見 健 弐	橋 岡 淳	平成16年6月14日	
愛媛県水落敬栄後援会	会 計 責 任 者	池 見 健 弐	橋 岡 淳	平成16年6月14日	
愛媛県トラック運送事業政治連盟	代 表 者	城 戸 猪 喜 夫	三 輪 武 男	平成16年6月14日	
自由民主党愛媛県トラック支部	代 表 者	城 戸 猪 喜 夫	三 輪 武 男	平成16年6月14日	政党の支部
自由民主党愛媛県電気通信支部	主たる事務所の所在地	温泉郡重信町野田1-13-2	松山市土居田町303-11	平成16年6月15日	政党の支部
自由民主党愛媛県西条市第一支部	主たる事務所の所在地	西条市中野甲922-1	西条市港1-12	平成16年6月15日	政党の支部
自由民主党愛媛県第四選挙区支部	主たる事務所の所在地	宇和島市中央町2-3-30	宇和島市広小路2-6	平成16年6月15日	政党の支部
自由民主党宇和島支部	主たる事務所の所在地	宇和島市中央町2-3-30	宇和島市広小路2-6	平成16年6月15日	政党の支部
山本公一を育てる会	主たる事務所の所在地	宇和島市中央町2-3-30	宇和島市広小路2-6	平成16年6月15日	
公風会	主たる事務所の所在地	宇和島市中央町2-3-30	宇和島市広小路2-6	平成16年6月15日	
山本公一後援会	主たる事務所の所在地	宇和島市中央町2-3-30	宇和島市広小路2-6	平成16年6月15日	
愛媛県商工連盟連合会八幡浜支部	会 計 責 任 者	谷 本 典 量 央	岩 城 茂 利	平成16年6月16日	
自由民主党八幡浜支部	主たる事務所の所在地	八幡浜市浜田町1	八幡浜市産業通13-13	平成16年6月21日	政党の支部
自由民主党新宮支部	主たる事務所の所在地	四国中央市新宮町馬立4417	四国中央市新宮町新宮1275	平成16年6月23日	政党の支部

	代 表 者	山 下 正 博	三 鍋 剛		
自由民主党愛媛県港湾建設支部	代 表 者	安 藤 晶 文	浅 田 毅	平成16年6月29日	政党の支部

○愛媛県選挙管理委員会告示第72号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成16年8月6日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 藤 山 薫

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
矢野越子を推薦する会	津 田 計 男	平成14年11月30日
太宰仁三後援会	上 甲 一 男	平成15年12月20日
渡部しんじを励ます会	渡 部 伸 二	平成16年3月31日
藤岡周二後援会	富 士 真 二	平成14年12月31日
税理士による西田司後援会	藤 岡 敬 二	平成16年4月27日
塩田陽二後援会	新 田 敏 晴	平成16年5月1日
前田正剛後援会	尾 上 和 紀	平成16年5月25日

自由民主党愛媛県伊予三島市第一支部	井 原 巧	平成16年5月31日
竹田祥一後援会	竹 田 祥 一	平成16年6月4日
輝くふるさとの会	中 岡 進	平成16年6月7日
橋本朝幸後援会	橋 本 朝 幸	平成15年6月1日
川井彰後援会	横 山 石 根	平成16年6月9日
坂上浩一後援会	坂 上 浩 一	平成15年12月31日
高橋正徳後援会	森 久 一	平成15年12月31日
上野則久後援会	谷 口 秀 一	平成16年6月21日
自由民主党愛媛県今治市第一支部	山 本 順 三	平成16年6月7日
無所属の会愛媛県支部	中 村 時 広	平成16年6月30日

○愛媛県選挙管理委員会告示第73号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成16年8月6日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 藤 山 薫

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
近藤 司	新居浜市長	近藤つかさ政策研究会	新居浜市田の上1-9-27	近藤 司	平成16年5月26日

○愛媛県選挙管理委員会告示第74号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体から届出事項の異動の届出があった。

平成16年8月6日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 藤 山 薫

資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
斉藤政光後援会	公職の種類	参議院議員	衆議院議員	平成16年5月13日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第75号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定の取消し等の届出が

あった。

平成16年8月6日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

届出をした者の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
竹 田 祥 一	愛媛県議会議員	竹田祥一後援会	松山市余戸中6 - 4 - 30	竹 田 祥 一	平成16年6月4日

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第4号

次のとおり落札者を決定した。

平成16年8月6日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
サイクロトロンシステム一式（県立中央病院）	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成16年7月20日	住友重機械工業株式会社 新居浜製造所 愛媛県新居浜市惣開町5番2号	250,320,000円	一般競争入札	平成16年6月8日

雑 報

○公示による通知

住所不明（ただし、住民票の住所 愛媛県松山市和泉577番地） 富岡 紀美夫

住所不明（ただし、住民票の住所 大阪府大阪市港区南市岡一丁目5番3号大城アパート） 藤田 武雄

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき事項を記載した次の書類は、当収用委員会事務局（愛媛県土木部管理局用地課）において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同政令第5条第5項の規定により、平成16年8月24日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成16年8月6日

愛媛県収用委員会

会長 矢野 隆三

平成16年7月7日付け16媛収第12 - 6号審理の開催について（審理開催の通知）

○公示送達

住所不明（ただし、最後の本籍 愛媛県松山市久谷町2614番地） 丸山ヤチヨ

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき次の書類は、当収用委員会事務局（愛媛県土木部管理局用地課）において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第5項の規定により、平成16年8月23日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成16年8月6日

愛媛県収用委員会

会長 矢野 隆三

平成16年7月28日付け裁決書

